

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）（平28法省令10・全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書 殿 年 月 日付け からの に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき，審査請求人が申述書を提出すべき期間を <u>年 月 日</u> まで と定めたので，通知します。 なお，上記の期間内に申述書が提出されない場合，出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により，審理手続を終結させることがあります。 難 民 審 査 参 与 員	

（注） 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。